

【資料2】

道の駅おがち利用促進検討会規約

(名称)

第1条 本会は、「道の駅おがち利用促進検討会」(以下「検討会」という。)とする。

(目的)

第2条 ~~検討会は、地域振興の核としての「道の駅おがち」の利用者を増加させ、まちづくりの一環としての観点から周辺道路の整備とあわせ、地域振興について検討することを目的とする。~~

検討会は、東北中央自動車道の全線供用を見据え、雄勝地域のまちづくり方針に基づき「道の駅おがち」を起点とした、地域の魅力を高めて交流を促すまちづくりの展開とあわせ、「道の駅おがち」の利用促進、利便性向上について検討することを目的とする。

(検討内容)

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、以下の内容を検討・調整する。

~~(1) 道の駅へのアクセス性改善について~~

~~(2) 案内標識の設置等、「道の駅おがち」の利用者を増加させるための具体策~~

~~(3) 「道の駅おがち」の広報・PR活動~~

検討促進策については、広くハード・ソフト面の両面から検討する。

(1) 道の駅の利用促進策について

(2) 道の駅の機能強化について

(3) 道の駅のアクセス向上について

上記については、広くハード・ソフト面の両面から検討する。

(組織)

第4条 検討会は別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の追加変更については、検討会に諮り承認を得る。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、検討会を代表し、会務を統括する。

3 会長の任期は、検討会が存続するまでとする。

(検討会)

第6条 検討会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 検討会の議事は、出席委員の合議で決する。

4 代理による出席者については、委員と同様の資格を有する。

~~4~~5 会長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 検討会には、検討会の運営事務を行う事務局を設置するものとし、湯沢河川国道事務所調査第二課及び湯沢市建設部都市計画課建設課により構成する。

(規約の改正)

第8条 本規約を改正する必要があるときは、検討会の決によりこれを行うものとする。

(補則)

第9条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成21年5月18日から適用する。

この規約は、令和2年6月29日から適用する。